



報告：ケアラー支援フォーラム2023

日本の若者政策と若者ケアラー支援を考える

日本ケアラー連盟理事 藤木和子

2024年3月24日、今年度もフォーラムをオンラインで開催し約140名が参加されました。冒頭では、田村憲久衆議院議員(自民党ケアラー議員連盟会長)に心強いビデオメッセージをいただきました。日本の若者政策と若者ケアラー支援、課題について宮本みち子さん、斎藤真緒さんから基調講演に加えて対談でお話を伺い(対談進行:田中悠美子理事)、こども家庭庁の五十嵐広和さんから若者を含めたヤングケアラー支援の現況についてご報告をいただきました。制度の狭間に陥りがちな若者、若者ケアラーに支援の手が届くにはどうしたら良いかを考える有意義なフォーラムとなりました。

■すべての若者が 「社会に飛び立てる翼」を 与えられる社会の構築を

宮本みち子さん
(千葉大学名誉教授、
放送大学名誉教授)



まず、「親頼み、会社頼み」を前提にして成り立ってきた若者期であるが、それでは生きていけない若者が増加しているにも関わらず手が打たれていない現状についての説明がありました。また、若者ケアラーの課題は、自分自身の自立だけでなくケアや愛情との葛藤があり、単に自立して抜け出せばよいわけではない点が独特であるとのこと指摘は、ヤング・若者ケアラーだった自分と重なります。若者支援は「社会に飛び立てる翼」を与えること、子どもの頃から自尊感情を育て、自分が権利主体として自分の状況を改善するために意見を言っていくという教育が大事という点は、ヤング・若者ケアラー支援においても強く実感します。カナダの、親が離婚した子どもに向けたパンフレットの例(親が離婚するのはあなたの責任ではない、だれでもいいから人に話をしてみよう、親の暴力

は人権侵害で許してはいけない、別居中の親の家を行き来しているために学校で忘れ物を怒られた場合の対処など)のお話がありましたが、「頑張ってるね」と言うだけでなく、自分で選択するために必要な具体的な情報や相談先を提供するという点も、ヤング・若者ケアラー支援において重要だと改めて感じました。

■自分を後回しにせず、 自分のニーズを真ん中に

斎藤真緒さん
(立命館大学教授)



研究者であるとともに、ご自身が障害のあるお子さんときょうだいを育てていらっしゃるケアラーとしての実感を含めてお話をいただきました。特に、ケアと生活時間や空間の制限、夢の萎縮などの目に見えにくい課題は、目に見えているケア行為の負担軽減や代替型支援だけでは限界があるというご指摘は本当にその通りだと感じました。ニーズ形成支援について、やりたいことがケアに適応的にしかデザインされない、いろいろなことが諦められてしまっていることを問



司会
中嶋圭子理事

ご挨拶
北村公重キリン福祉財団
副事務局長

ご挨拶
田村憲久自民党
ケアラー議員連盟会長

対談進行
田中悠美子理事

連盟活動報告
藤木和子理事



い直し、自分は何が楽しいか、頑張りたいのか、本当は何がしたいのかをしっかりと耕す(雑談の重要性)、自分を後回しにせず自分のニーズを真ん中に置けるように、というお話が印象的でした。また、「ヤングケアラー」などの言葉の普及により、親・保護者ももっと努力しなければならないのではなく、社会がケアという切り離せない課題に向き合う必要がある、ケアには両義性がありリスクだけでなく地域や社会に開かれていく結節点になりうるという希望は、社会のあり方を本質的に問い直すものだと思います。

子ども・若者育成支援推進法にヤングケアラーを明記

五十嵐広和さん

(こども家庭庁支援局
虐待防止対策課自治体支援推進官)



子ども・若者育成支援推進法の改正では、「家

族の介護その他の日常生活上の世話を過度に行っていると認められる子ども・若者」として、国・地方公共団体等が各種支援に努めるべき対象にヤングケアラーを明記する、子ども・若者支援地域協議会と要保護児童対策地域協議会が協働して効果的に支援を行えるように連携を図るよう努力義務を課す、との説明がありました。国としては、地方自治体の取り組みのばらつきをなくし、進学や就職など若者への移行期における切れ目ない支援をめざしている、「世話を過度に行っている」の「過度に」については、対象を絞ることなく一人ひとりの状況を見て最善の利益を考えていく、とのこと。ヤング・若者ケアラーが、一人の子ども・若者として、「社会に飛び立てる翼」を持てる社会をめざしたいです。

2023～2024年度 進む国・自治体の取り組み

自治体条例と、子ども・若者育成支援推進法改正の動き

日本ケアラー連盟理事 中嶋圭子

国も自治体も、「ケアラーを放置できない」という認識を共有しつつあるように見える。いま、子ども・若者ケアラーへの支援を法で裏付ける作業が進みつつあるが、その際、支援の範疇や受け皿に関する認識にわかりにくさがあり、支援の現場からは懸念が寄せられている。

●3月議会で5自治体条例成立・施行

自治体3月議会で、恵庭市ケアラー支援条例、苫小牧市ヤングケアラー支援条例、岐阜県ケアラー支援条例、鎌倉市ケアラー支援条例(いずれも4月1日施行)、蕨市ヤングケアラー支援条例(3月21日施行)が成立し、全国の条例制定自治体は26自治体となった。

●子ども・若者育成支援推進法改正法案、通常国会に

通常国会に、子ども・若者支援推進法改正(子ども・子育て支援法等一部改正)法案が提出されている(4月26日現在)。改正の目的は、ヤングケアラー・若者ケアラーを国・地方公共団体等による子ども・若者支援の対象として明記すること。改正内容は「家族の介護その他の日常生活上の世話を過度に行っていると認められる子ども・若者への支援」。

子ども・若者ケアラー支援が法的に位置付けら

れること、18歳を跨いで切れ目のない支援という考え方が実現することは前進だが、「過度に」の表現について、支援は、生活や学業・就業等の困難が生じないように、「川上からのサポートが必要になるが、支援の解釈・範囲が狭められかねないのではないか」との懸念があったため、日本ケアラー連盟は各方面に働きかけてきた。

その結果、自民党ケアラー議員連盟と田村憲久会長のご尽力で、4月2日の衆議院本会議において田中英之衆議院議員がその点について質問、加藤鮎子担当大臣から「『過度に』とは、一律にその範囲を定めるものでなく、一人ひとりの状況や受け止め等踏まえて、負担になっている状態や子どもの最善の利益の観点から個別に判断すべきもの。運用に万全を期していく」との答弁を得ることができた。



報告：ヤングケアラープロジェクト オンラインシンポジウム

ヤングケアラーが子どもでいられるように

成蹊大学文学部教授/日本ケアラー連盟ヤングケアラープロジェクト 瀧谷智子

毎年2月末には、ヤングケアラープロジェクト主催のシンポジウムが開催されています。今年は2月25日(日)にシンポジウムが行われ、123名が参加されました。今回のシンポジウムでは、自治体などでもヤングケアラー支援のさまざまな取り組みが進んでいる中、子どもが子どもでいられるために何が必要なのかを、地域で子どもと関わり、支援をされている方々と一緒に考えました。

イントロダクション

シンポジウムでは、瀧谷が「ヤングケアラー支援の現状」というタイトルで、人口減少や共働き化の中で大人の家事関連時間の確保や親戚同士の助け合いがかつてのようになくなってきている状況、親にとって支援が「大ごと」に感じられる背景、「啓発」と「状況悪化防止」と「事後対応」のように段階を分けて支援を展開していく必要性について報告しました。

パネルディスカッション

シンポジウムのメイン部分では、田中悠美子理事コーディネートの下、地域で子ども支援に関わってこられた3人の方にお話いただきました。

埼玉県越谷市で子ども食堂やフードパントリー、学習支援や居場所の活動を続けてこられた草場澄江さんは、子どもとの信頼関係は継続して会って話をする中で築かれると話されました。子どもにとって、居場所は、ケアの場所から離れて子どもらしさを取り戻せる場所・やりたいことができる場所・心から「楽しい」経験をして心がほぐれる場所であり、地域にとっては、子どもに寄り添える大人が集まる、ここに行けば信頼できる大人に会える、継続して関わるができる場になっている、というご指摘が印象的でした。

神奈川県横浜市鶴見区で一般社団法人Omoshiroを立ち上げ、ケアマネジャーとして、精神疾患などのケアを要する家族とその子どもの支援をしてこられた勝呂ちひろさんは、「ケアは人と場とつながりを生む」とおっしゃいました。子どもたちに届けきるために「親」を入口とした仕組みを作ると宣言し、「親子まると伴走支援」を掲げたことで、今ある親子の暮らしを真ん中に仲間がつながっていったそうです。子どもたちが居場所に来られるのは親御さんたちの協力も大きいなど、子が親を思い、親が子を感じる関係性に改めて気づかされました。

北海道ヤングケアラー相談サポートセンターの加藤高一郎さんは、居場所とは、つながれる“人”、つながれる“こと”であり、物理的な場所の開設はできなくても、ファーストフード店やカフェ、コンビニやスーパーなど、子どもや若者が行きやすいところで話ができる、企業さんにも説明してわかっていただくことで輪が広がる、とお話されました。「相談」の前に「対話」「会話」があってこそ安心と信頼が生まれ、「実は…」という話が出てくること、答え・アドバイス・助言は必要ないこと、時間はかかるけれど急がないことなどを学ばせていただきました。

ディスカッションと質疑応答

ディスカッションでは、元ヤングケアラーの友田智佳恵さんが、「ヤングケアラーが子どもでいられる」ために共通するのは「安心感」、それは暮らしの中の地続きにある、とコメントされました。参加者からもいくつも質問が寄せられ、ヤングケアラー支援に関わりながら模索されている方が多く参加して下さったことがうかがえました。

個人的には、子どもが安心できるためには大人が楽しそうにしていることも大切なんだろうと、しみじみ感じたシンポジウムでした。行政と民間がそれぞれの強みを生かしながらしっかり関わることで、「ヤングケアラーが子どもでいられる」状況ができていくのだらうと思います。



上段左から草場さん、連盟堀越理事、友田さん、中段左から森田理事、瀧谷、加藤さん、下段左から田中理事、勝呂さん



はじめまして
新理事です
2023年6月就任

早坂聡久

東洋大学福祉社会デザイン学部教授

私は、東洋大学福祉社会デザイン学部に勤務していますが、前職では、長らく特別養護老人ホームで施設長をしていました。そうした経験もあることから、現在は、世界的にも稀な非営利組織である日本の社会福祉法人制度に関する研究を行なっています。

全国で2万超設置される社会福祉法人には、地方公共団体の提供する福祉サービスを受託する社会福祉事業団、各市町村に設置されている社会福祉協議会や共同募金会等もあり、また、救護施設や児童養護施設、養護老人ホームといった措置費で運営されるサービスを提供する法人から、介護老人福祉施設（特別養護老人ホーム）や通所介護事業所（老人デイサービスセンター）や、保育所を運営する法人などもあります。事業規模も、年間収益で数千億円もの法人から、1億円に満たない小さな法人までさまざまです。経営に対するビジョンも異なります。

そうした状況で、「社会福祉法人とはこうあるべき」と論じることには無理があります。だからこそ、法人の

類型や経営の指向性について研究しています。

私の調査でも明らかになったのは、介護サービスを提供する社会福祉法人の経営状況の悪さです。介護サービスだけを提供している社会福祉法人にあっては、経営状況を改善する手立てが見当たらないほどに厳しい局面にあります。その根底にあるのは未曾有の人材不足であり、物価高や他業種との給与格差を考えると、今後も厳しい状況は続きます。

このままでは、近い将来、介護保険制度は人材難で立ち行かなくなります。その状況にあって要介護者本人はもとより、それを支える家族介護者の負担は大変重いものになります。経済産業省が2023年に明らかにした推計では、仕事をしながら家族の介護に従事する、いわゆるビジネスケアラーの数は2030年時点で約318万人にも達し経済的な損失は約9兆円にもものぼります。

手をこまねいている場合ではなく、介護をめぐる議論を早急に進める必要があります。その議論の中核に置かれるべきは、介護サービスを必要とする要介護者とその家族です。マクロ経済レベルだけで議論するのではなく、各国のLTC（長期介護サービス）に係る制度にあって、日本に欠落しているケアラー支援の仕組みを含めた抜本的な議論が求められます。

ご寄付ありがとうございました 2023年度(2023年4月～2024年3月)

児玉真美、中根由美子、2010オリーブの木、株式会社アイセイ、MS & AD ゆにぞんスマイルクラブ、川口東ロータリークラブ、一般社団法人終活安心サポートあい（遺贈）、株式会社D & Mカンパニー、ヒューリック株式会社、ヒューリックふれあい基金、北陸学院中学校生徒会、ロイヤルハウジング株式会社、ロイヤルハウジング販売株式会社、ロイヤルリゾート株式会社、匿名4名（五十音順、敬称略。寄付申込用紙に公表可と記載の方のみ掲載しております）
マンスリー会員の皆様：57名（2024年3月31日現在）

お知らせ

- 日本ケアラー連盟2024年度総会を開催します
6月30日(日) 14:00～15:30
オンラインにて開催
- フォーラムなど各種イベントや事業の詳細は連盟HPやフェイスブックをご参照ください

《日本ケアラー連盟は、いっしょにケアラー支援の活動をする仲間を求めています》

日本ケアラー連盟は、ケアラー、ケアラーを気づかう人、ケアラーのかかえる問題を社会的に解決しようという志をもつ人びとが集い、ともに生きる社会をつくることをめざします。

●会員になるには

一般社団法人日本ケアラー連盟の目的および活動に賛同してくださる方（個人）は、どなたでも申し込みできます（会員は法的には「社員」と呼ばれます）。

〈年会費〉正会員（社員）：5,000円／年 ＊総会の議決権があります。
応援会員（個人）：1口 2,000円／年
応援会員（団体）：1口 10,000円／年

〈定款〉 <https://carersjapan.com/about/teikan/>

〈入会申込み〉 FAX（またはEメール）でお申し込みください。
<https://carersjapan.com/supportus/>

★FAX 03-6809-1093

★Eメール info@carersjapan.com

●寄付するには

一般社団法人日本ケアラー連盟は、会費と寄付により運営されています。1口3,000円から、何口でもご寄付いただけます。マンスリー寄付は、月500円から受け付けています（HPをご覧ください）。

〈寄付申込み〉 FAX（またはEメール）でお申し込みください。
<https://carersjapan.com/supportus/>

【会費・寄付金入金先】

郵便振替 口座番号：00100-9-789904

加入者名：一般社団法人日本ケアラー連盟

銀行振込 みずほ銀行新宿中央支店 口座番号：2958743
（普通）口座名：一般社団法人日本ケアラー連盟